

森林整備と財源のあり方検討委員会

取りまとめのポイント

本県は、県土の約7割、全国第6位の森林面積を有する森林県である。その森林は、木材生産のみならず、水源のかん養や山地災害の防止など、様々な公益的機能を有しており、私たちの命や暮らしの基盤を支えている。

しかし、林業の採算性の悪化や担い手の減少などにより、森林の適切な管理が難しい状況となっている。

一方、地球温暖化の影響により、山地災害や異常湧水の発生リスクが一層高まっており、森林の水土保持機能の維持は、ますます重要となっている。

こうした背景の中で、「森林整備と財源のあり方検討委員会」では、県民の安全・安心の観点から、森林の公益的機能を維持し、保全を図るための森林整備と財源のあり方について議論を進めてきた。

当委員会では、放置されることで公益的機能の低下の恐れがある森林は公的関与による整備が必要であるとし、その対象範囲を自然的・地利的要因等により区分し整理した。

これを基に公的関与が必要な対象面積を算定したうえで、対象森林を整備するための施業方法と、そのために必要となる財源規模を検討した。

さらに、国の森林環境譲与税の使途との整理や、独自課税を導入している他府県の状況を踏まえ、公的関与による森林整備に必要な財源を確保する必要性について検討を行った。

本報告は、森林の公益的機能の維持・保全を図るために必要な森林整備と財源のあり方について、当委員会におけるこれまでの検討結果を総括した取りまとめのポイントをまとめたものである。

令和2年4月

1 公的関与が必要な森林の対象範囲

「森林整備と財源のあり方検討委員会」では、県民の安全・安心の観点から、森林の公益的機能の維持・保全のために、行政による公的関与が必要であり、公的関与が必要な森林の対象・範囲について、独自の基準を設定の上、4つに区分した。

| 区 分 | 定 義 | 基 準 | 面積 |
|----------------------|--|---|--------|
| ア.条件不利人工林 (一般私有林) | 林業経営に適さない人工林 (一般私有林) | ・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m ³ /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上 | 62千ha |
| イ.広葉樹林 (里山、フナ林等) | 放置された旧薪炭林等 | ・過密度(収量比数) Ry0.8以上 | 37千ha |
| ウ.集落管理人工林 | ・生産森林組合 ・記名共有林 ・財産区有林 | ・人工林の全て | 10千ha |
| エ.条件不利人工林 (公有林等) | 林業経営に適さない人工林 (・県・市町村営林(公有林) ・公社分収林(私有林)) | ・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m ³ /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上 | 9千ha |
| 合 計 | | | 118千ha |

2 公的関与が必要な森林のあるべき姿

公的関与が必要な森林(区分アからエまで)のあるべき姿とは、渇水期にも水田を潤し、安定した水道水を確保できる水源涵養の機能、土砂流出や山腹崩壊等を防止する機能などが適切に発揮されることによって、将来にわたり県民生活の安全・安心が持続的に確保できる状態にあることである。

また、地域の森林の利用形態に応じ、保健・文化・レクリエーション等の機能の発揮も期待されている。

加えて、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザルなどの野生獣と人の生活圏とを隔てる見通しの良い里山林としての機能等も発揮できる状態にあることである。

3 公的関与が必要な森林の施業

このような状態の森林に適切な手入れを施し、あるべき姿に誘導する必要がある。

具体的には、水源涵養機能や土砂流出・山腹崩壊の防止機能等を強化するために、過密林の間伐や天然木を活かす刈り出しにより、高木の良好な生育を促すとともに、次世代の高木性広葉樹を有する森林へ誘導する必要がある。

その際には、地域の森林の利用形態に応じて、保健・文化・レクリエーション機能等の発揮にも配慮する必要がある。

また、野生獣被害を未然に防止するため、集落や農地に隣接する森林について、林内の見通しを阻害する低木等の刈り払いを行い、緩衝帯を整備することも必要である。



過密化したブナ林



間伐による手入れがされたブナ林

4 公的関与が必要な森林の整備に係る事業費

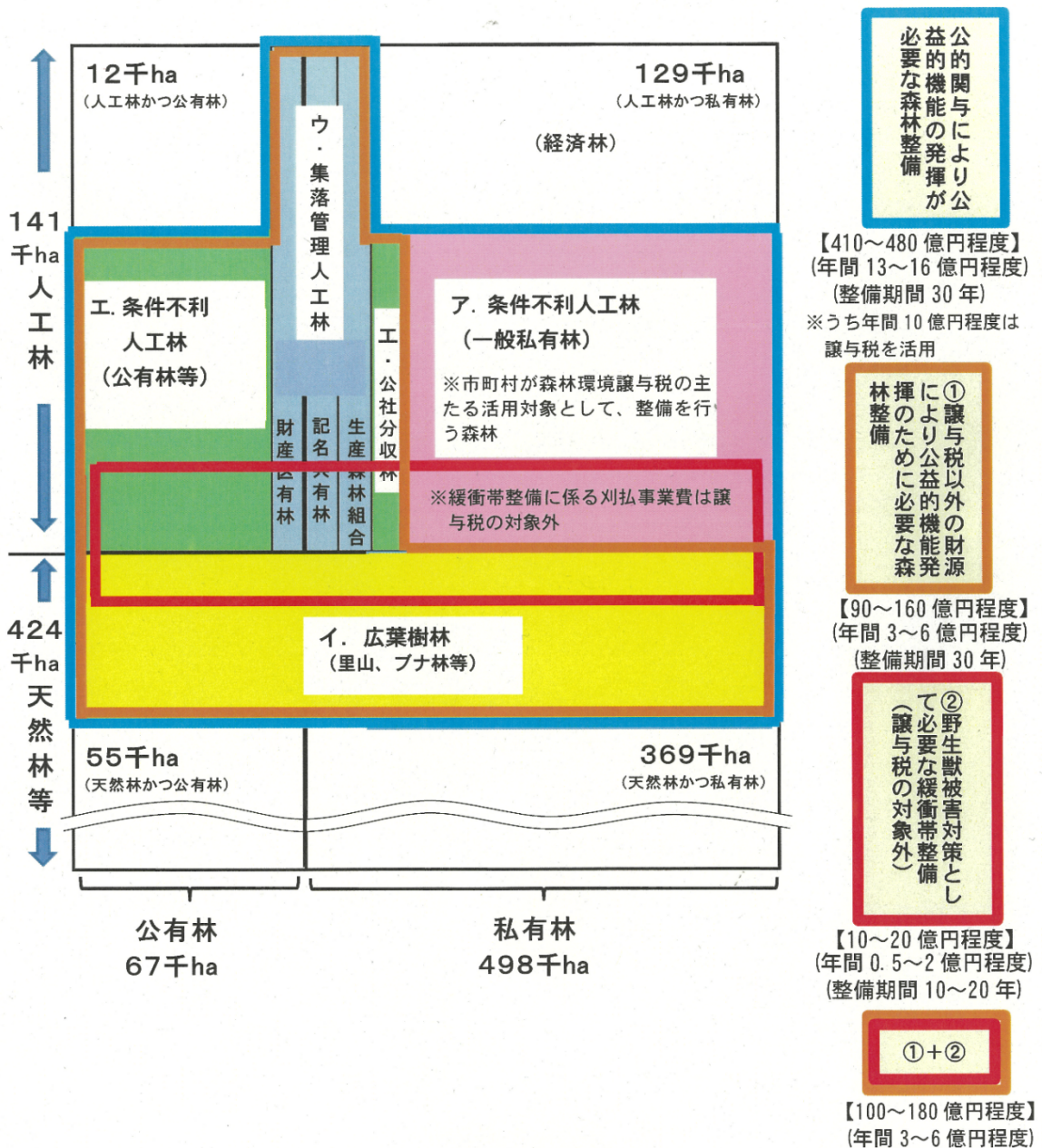
(1) 公的関与により公益的機能の発揮が必要な森林整備

森林の公益的機能発揮のために必要な「区分ア～エまで」の森林整備に係る総事業費は 410～480 億円程度と試算される。これを整備期間 30 年とする前提で試算すると、年間 13～16 億円程度となる。

このうち区分アは、年間 10 億円程度の森林環境譲与税が財源として見込まれるので、譲与税以外の財源により整備が必要な事業費は 90～160 億円程度、年間 3～6 億円程度となる。

(2) 野生獣被害防止等のための緩衝帯整備

野生獣被害防止対策のための緩衝帯整備に係る事業費については、10～20 億円程度であり、年間 0.5～2 億円程度となる。



5 新たな財源の必要性（まとめ）

公的関与が必要な森林整備等の財源について整理すると次のとおりとなる。

（１） 国の森林環境譲与税との関係

① 公益的機能発揮のための施業

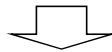
- ・ 森林環境譲与税の主たる活用対象は「区分ア（条件不利人工林（一般私有林）」である。
- ・ 区分ア以外のところに森林環境譲与税を充当することも否定する訳ではないとされるが、区分アに充当することを前提にすると、区分ア以外の整備に必要な財源は不足している。

② 野生獣被害対策に係る施業

野生獣被害の防止や農地等を保全するための緩衝帯の整備についても取組が必要であるが、これについては森林環境譲与税の対象外である。

（２） 森林整備に関する既存事業との関係

治山事業や里山整備関係事業など、従来の既存事業予算では、公益的機能の発揮に必要な森林整備や野生獣被害対策のための緩衝帯整備には十分に対応できない状況にある。



公的な関与による森林整備に必要な財源について、現状の森林環境譲与税などでは不足することが見込まれることから、新たな財源の確保について検討する必要がある。

森林整備と財源のあり方検討委員会報告書

作成 令和2年4月 森林整備と財源のあり方検討委員会

問い合わせ先 新潟県 農林水産部 林政課（事務局）

電話：025-280-5322

メール：ngt060070@pref.niigata.lg.jp